

## 沼津市コミュニティリーダー育成支援事業補助金交付要綱

平成21年6月8日 副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、地域コミュニティ活動の中心となるコミュニティリーダーの育成を目的とした講座、研修等の受講者を推薦するコミュニティ組織に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ組織 地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域（原則として中学校区の単位をいう。）の住民により自主的に結成された組織で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) コミュニティリーダー コミュニティ組織のリーダーとして、地域コミュニティ活動の中心となる人材をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、コミュニティリーダーの育成を目的としたもので、市長が認める講座、研修等の受講に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費とし受講者1人につき10,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ組織は、規則第3条の規定による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けたコミュニティ組織は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による事業実績報告書に、講座、研修等の修了証の写し又はそれに代わるものを添付し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。